

2026 年秋の栃木県農作業安全確認運動実施要領

令和 8 (2026) 年 8 月 栃木県農政部経営技術課

1 目的

本県では農作業による死亡事故が毎年発生し、過去 10 年間に 60 名もの尊い命が失われている状況にあり、死亡事故原因別では、全体の約 4 割が乗用型トラクターによるものである。

については、秋の農繁期を迎えるにあたり、死亡事故原因として多い農業機械からの転落・転倒対策を重点的に実施するとともに、熱中症対策、クマ対策を含めた農作業安全確認運動を実施する。

2 運動期間

令和 8 (2026) 年 9 月 1 日 (火) から 11 月 30 日 (月) までの 3 か月間

3 推進事項

(1) 農業機械の転落・転倒対策

- ア ほ場周辺の危険箇所の事前確認及び当該箇所の改善（草刈り、路肩の補強等）
当該箇所の迂回や減速走行による危険回避の実施
- イ 安全キャブ・フレーム等の効果を高めるためのシートベルトとヘルメットの着用
- ウ 作業終了後、ほ場を出る際は、昇降路の手前での一旦停止、ブレーキの連結ロック確認
- エ 作業機を装着した公道走行時の追突防止を目的とした灯火器類の装着、点検の徹底

(2) コンバインによる事故防止

- ア わら詰まり時のエンジン停止後の除去作業
- イ 移動や作業中は周囲の安全確認を徹底、特に後退時は注意

(3) 作業中の安全意識の向上

- ア 作業者への、家族や仲間からの「声かけ」（注意喚起）実施
- イ 事故に備えた服装での作業（ヘルメット、安全靴等）の実施
- ウ 機械作業者と補助作業者間で、双方向の安全確認の実施

(4) 熱中症対策（9 月末まで継続）

- ア 高温時の作業の極力回避
- イ こまめな休憩と水分補給
- ウ 単独作業の回避及び、やむを得ず単独作業を行う場合の行き先・帰宅時間の共有と連絡手段の確保
- エ 熱中症対策アイテムの活用

(5) 農作業中のクマ対策

- ア クマが出没する地域における単独作業の極力回避
- イ クマと遭遇した場合の冷静な対応及びクマに背を向けず、ゆっくりとその場からの退避

(6) 労災保険特別加入制度の加入促進

4 推進方法

(1) 農作業安全講習会等の実施

栃木県農作業安全対策推進協議会*等と連携し、農作業安全講習会等を実施する。

(2) 話題提供やチラシ等による啓発

農業者が集まるあらゆる機会をとらえ、農作業安全の話題提供やチラシの配布等により、安全意識の向上を図る。

(3) GAP（農業生産工程管理）の周知

GAP の周知を通じて農作業安全対策の推進を図る。

(4) ホームページと SNS 等メディアを活用した啓発

県ホームページと県農政部 X において農作業安全対策の周知を図る。

※構成員は、栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、全国共済農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県農業共済組合、栃木県農業機械商業協同組合、栃木県農業機械士会、栃木県